

特定鳥獣の保護・管理



一般財団法人 自然環境研究センター

滝口 正明

野生動物の保護管理の基本

- 対象は野生動物
- 非定常性: 分布や個体数は変動し続ける
- 不確実性: 分布や個体数を正確に把握することは困難
- 曖昧性や不確実性の存在を認め、それを前提とするシステムの構築が必要
- さまざまな誤りをモニタリングにより検出し、それによって計画や実行をたえず点検、修正し、よりの確なものへの近づけるというフィードバックシステムが必要

特定鳥獣保護管理計画制度

- 特定計画策定の目的
 - 農林水産業、生態系、生活環境被害の軽減
 - 地域個体群の安定的な維持
- 第一種特定鳥獣保護計画・第二種特定鳥獣管理計画
 - 鳥獣保護管理法上の鳥獣の「保護」と「管理」
 - 鳥獣の**保護**: 生息数を適正な水準に増加又は維持、生息地を適正な範囲に拡大又は維持
 - 鳥獣の**管理**: 生息数を適正な水準に減少、その生息地を適正な範囲に縮小

特定鳥獣保護管理計画制度

- 専門家や関係者の合意形成
- 科学的・計画的な保護・管理を図る目標設定
- 特定計画の3つの柱
 - 個体群管理
 - 被害防除対策
 - 生息環境管理



個体群管理

- 分布域、個体数、生息密度、群れ(ニホンザル)、個体を主に捕獲により管理する
- 一方で個体群の状況によっては、回復させる個体群管理(保護)もある
- 種によって目標設定や管理手法は異なる

シカの個体群管理

- 農林業被害、生態系被害の軽減
 - 被害が許容できる状態になるまで個体数または生息密度を捕獲により低減
 - 個体を特定しない捕獲
 - 個体数管理 または 密度管理
 - 個体数を効率的に減らすためには、メスを優先した捕獲が有効

カモシカの個体群管理

● 地域個体群の安定的な維持

➤ ゾーニング管理

- カモシカ保護地域: 原則としてカモシカを捕獲しない
- 防御地域: 捕獲以外の防除
- 管理地域: 分布域のうち、上記2地域以外の地域

● 農林業被害の軽減

- 被害発生地になわばりを持つ個体(=加害個体又は加害する可能性の高い個体)を選択的に捕獲
- 個体管理(≠個体数管理、密度管理)
- 分布域管理(本来の生息地ではない場合等に検討)

ニホンザルの個体群管理

● 農業被害、生活環境被害の軽減

- ニホンザルは基本的に群れで生活
- 群れごとに行動域、個体数や加害程度(加害レベル)が異なる
- 群れ管理が基本
特定の加害群の管理(≠不特定の個体数管理、密度管理)
- 群れ管理のためには、加害群を特定し、生息環境、群れの分布状況や個体数、加害レベル、被害対策の実施状況等に応じて、群れごとに目標を明確にした捕獲オプション(個体数管理手法)を決定
 - 群れ捕獲: 分布域・群れ数の管理
 - 部分捕獲: 群れの規模の管理
 - 選択捕獲: 加害個体の管理

カワウの個体群管理

- 水産被害(漁業被害)の軽減
- 森林等の被害(=樹木の枯死、景観の悪化、糞による悪臭、水質の悪化など)の軽減
 - 分布域管理:ねぐら・コロニーを除去し、位置や箇所数を管理
 - 個体数管理:捕獲による個体数の減少と繁殖抑制による個体数増加の抑制

被害防除対策

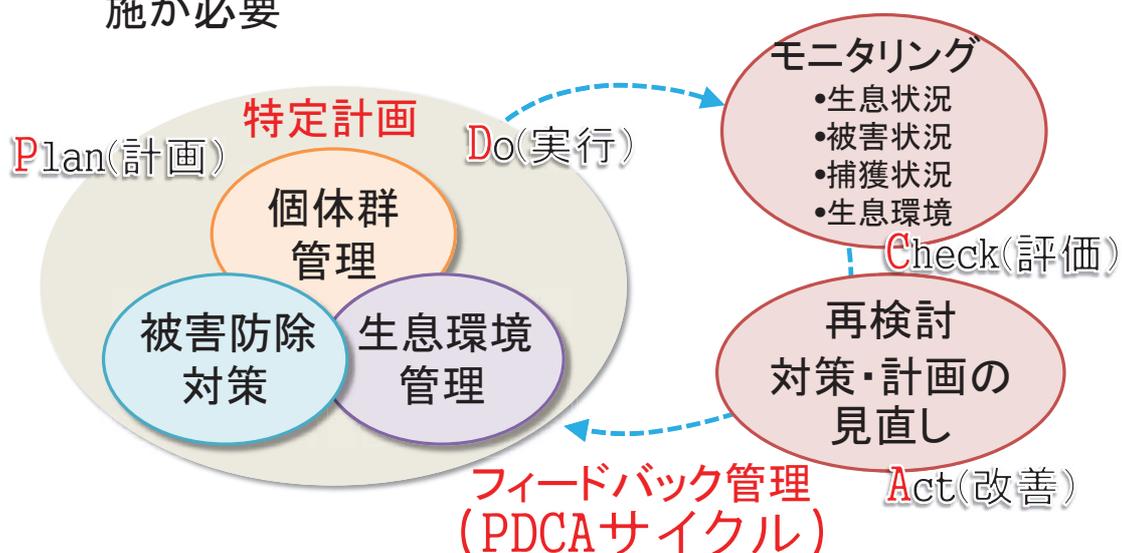
- 防護柵の設置
 - 対象獣種にあった適切な資材の選択
 - 適切な設置
 - 適切な維持管理
- 集落環境管理
 - 集落環境診断:誘引物、侵入経路などの把握
 - 誘引物の除去
 - 緩衝帯の整備 など
- 追い払い:ニホンザル・カワウ
 - 地域ぐるみ(組織的な)の面的対策が効果的
- カワウ対策
 - テープ・ロープ張り:ねぐら・コロニー対策
 - テグス張り:被害発生地での対策

生息環境管理

- 集落や耕作地周辺の環境整備
 - 集落や耕作地に近づかせないための管理
 - 誘引しない
 - 緑化手法、耕作放棄地の取扱い
 - 牧草地の管理
 - 餌量の多い環境を作らない
- 野生鳥獣の生息地の保全
 - 個体群の存続を将来的に保障するための管理
 - 林業の施業方法の検討
 - 国土のグラントデザイン
 - カワウ
 - 長期的な課題
 - シカの増加により下層植生の衰退→クマ類、カモシカの生息環境の劣化といった課題も

総合的な取り込みとモニタリングの必要性

- 個体群管理、被害防除対策、生息環境管理を地域の状況に応じて、適切に組み合わせた総合的な実施が必要



体制・人材・予算の必要性

- 対策、モニタリングを実施し、フィードバック管理を行うには、体制・人材・予算が必要
- 各主体により役割が異なり、それぞれで役割を担う体制と人材が必要
 - 都道府県
 - 市町村
 - 地域(住民)

役割分担・連携の必要性

- 各主体の役割分担
 - 都道府県: 計画の策定(モニタリング実施・方針の決定)
市町村の支援(技術的・予算的)
 - 市町村 : 対策の実施(捕獲、被害防除対策など)
地域の支援(技術的・予算的)・普及啓発
 - 地域 : 主体的な被害防除対策の実施
- 連携の必要性
 - 部局間(鳥獣行政部局・農林部局・水産部局)の連携
 - 都道府県と市町村の連携、隣接する都府県との連携
 - 特定計画(指定管理鳥獣捕獲等事業)と被害防止計画の整合、連携
 - 行政と地域の連携

特定計画の必要性とメリット

- シカ、イノシシのように捕獲の規制緩和や指定管理鳥獣捕獲等事業の実施のためだけでなく、他種も含め特定計画は必要
- 各主体は役割を分担し、連携を図るために特定計画は必要
- **合意形成**(都道府県庁内部、議会、市町村、住民、利害関係者)を図りやすい
- 一定の計画期間があるため、管理の**継続性が担保**される